

京都市中央斎場飲食店運営事業者募集要項

京都市中央斎場（以下「中央斎場」といいます。）では、御遺族の方がより快適に御利用いただけるよう平成28年度から別館2階に飲食店を開設し、御遺族の方へのサービス向上を図っております。令和6年度末での現行契約期間の満了に伴い、令和7年度以降の飲食店の営業を実施する事業者（以下「事業者」といいます。）を募集します。

1 公募の概要

事業者は、本市から使用許可を受け、事業者の負担において飲食店舗の内装及び設備工事を施工し、本市に使用料を支払い、営業を行います。

応募者は、年間の使用料等について提案を行い、本市はプロポーザル方式により提案の審査を行い、事業者を選定します。

(1) 事業用区画について

ア 場所

京都市山科区上花山旭山町19番地3
京都市中央斎場 別館2階

イ 面積

約82㎡

ウ 期間

飲食店営業に対する使用許可の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。

なお、令和8年4月1日以降は、それまでの使用状況や必要性を勘案して支障がないと本市が判断した場合、引き続き1年ごとに更新し、最長で令和9年度末まで延長できるものとします。

(2) 使用料について

応募者は、最低使用料以上の使用料を提案してください。

※ 最低使用料 20,000,000円（年間）

使用料については、本市が発行する納付書により年間使用料を一括して毎年度4月30日までに納入いただきます。

ただし、当該事業者の申し出により、市長が特別の理由があると認めるときは、年間使用料を2分割（上半期支払期限：9月末、下半期支払期限：翌3月末）して支払うことができるものとします。

なお、店舗の改修工事を行うため使用許可期間中に営業できない期間が生じても、当該期間に係る使用料を減額又は免除することはありません。

2 応募資格

応募する方は本要項に定める条件及び別紙「仕様書」の内容を十分に理解し、提案内容を責任をもって実現できる事業者とします。

ただし、次の各号に該当する場合は、応募できません。

- (1) 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」といいます。）に登録されている者にあつては、募集開始の日から選定結果通知の日までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けた者
- (2) 有資格者名簿に登載されていない者にあつては、募集開始日現在において、引き続いて2年以上営業を行っておらず、または、納税義務者にあつては、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税が未納となっている者（本市に市民税若しくは法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあつてはこれらが未納となっている者）
- (3) 応募する個人、法人又はその代表者が契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 応募する個人、法人の代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提訴された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除きます。）
- (5) 応募する個人、法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者
- (6) 応募する個人、法人にあつては役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

3 応募手続

- (1) 受付期間及び受付方法

令和6年11月21日(木)から12月12日(木)午後5時までに、本要項の末尾に記載の提出先まで、応募書類を持参又は郵送してください。

ア 持参される場合

受付期間内の平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までに提出先まで持参してください。

イ 郵送される場合

書留郵便により、受付期間に必着するように提出先へ送付してください。

- (2) 提出いただく書類（各1部ずつ）

ア 応募申込書（様式1）

応募申込書の該当欄に、使用料に係る提案として、年間の使用料を百円単位で記入してください。

イ 販売品目等提案書（様式自由）

ウ 資金計画書（様式2）

エ 所要電気容量表（様式3）

オ 会社概要（パンフレットなど飲食業の営業実態が判断できるもの）

カ 過去の実績（様式自由）

キ 法人の登記事項証明書

ク 納税証明書

(ア) 法人市民税

(イ) 法人府民税

(ウ) 法人事業税

(エ) 法人税及び消費税・地方消費税（その１）

ケ 水道料金・下水道使用料調査同意書（様式４）

ただし、本市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は提出不要とします。

コ 誓約書１（様式５）

サ 誓約書２（暴力団排除措置に係る誓約書：様式６）

シ 印鑑登録証明

(3) 注意事項

ア 受付期間の定めに反して応募された場合は、一切受け付けません。

(ア) 受付開始の日時より前に提出されたとき。

(イ) 受付時間外に応募書類を持参されたとき。

(ウ) 受付終了の日時を過ぎて提出されたとき。

イ 応募申込書への金額の記入には、アラビア数字（０、１、２、３・・・）を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

ウ 使用する通貨単位は、日本国通貨（「円」）に限ります。

エ 提出済みの応募書類は、いかなる理由があっても、書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

オ 書類の記入に当たっては、ボールペン（インクが消せるものを除きます。）又は万年筆を使用してください。

カ 次のいずれかに該当する応募は、無効とします。

(ア) 指定された様式以外で応募したとき。

(イ) １者で２通以上の応募書類を提出したとき（いずれも無効とします。）。

(ウ) 主要事項の記載が明確でないとき、又は漏れているとき。

(エ) 記載内容に虚偽や誤りがあるとき。

(オ) ボールペン（インクが消せるものを除きます。）又は万年筆で記入されていないとき。

(カ) 応募に際し、不正の行為があったと認められるとき。

(キ) その他本要項に掲げる応募の要件等に違反したとき。

キ 提出された書類の返却は行いません。

ク 応募申込書等は、京都市公式ホームページ 京都市情報館（以下「京都市情報館」といいます。）内の本プロポーザル募集のページからダウンロードできます。

4 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年11月21日(木)から11月28日(木)午後5時まで
質問は電子メールでのみ受け付けます。

(2) 送付先

京都市保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生企画課
担当 森下 E-mail : eisei@city.kyoto.lg.jp

(3) 質問に対する回答

令和6年12月3日(火)午後5時までに、京都市情報館内に掲載します。

(4) その他

ア 電子メール以外での質問には、一切応じられません。

イ 電子メールの件名は「中央斎場飲食店運営事業者募集に関する質問」として送付してください。

ウ 本事業の実施に関係がないと本市が判断した質問に対しては、お答えしません。

エ 応募及び審査の状況や内容などに関するお問合せには、一切応じられません。

5 留意事項等

(1) 応募や使用許可の手続に関する一切の費用については、事業者の負担により行ってください。

(2) 飲食店営業に必要な許認可申請、運営に係る備品・消耗品の準備、その他事業者が施設を利用するうえで必要となる一切の準備や費用については事業者の責任及び負担により行ってください。

(3) 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令で定める所官庁への申請・届出等については、全て事業者の負担により行ってください。

(4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続等を行ってください。

(5) 事業者は、本市の許可なく、事業の一部又は全部を他の事業者に委託することはできません。また、事業を第三者へ譲渡又は転貸することは認められません。

(6) 指定された期日までに契約締結した使用料が納入されない場合又は施設内の秩序を乱す行為があった場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合において、内装及び設備の撤去に要する費用、その他一切の経費は、事業者の負担となります。

(7) 事業者は、契約期間が満了した場合（使用許可の更新がされない場合）は使用期間最終日までに、使用許可が取り消された場合は本市が指定する期日までに、自己の負担で原状回復し、使用許可範囲を返還していただきます。ただし、次期事業者が現事業者の設備等を引き継いで使用する場合を除きます。

なお、原状回復の範囲には、次期事業者が現事業者から引き継いだ設備等及び現事業者が従前事業者から引き継いだ設備等を含みます。

(8) その他

ア 本要項について疑義が生じた場合は、本市の解釈によります。

イ 本市は公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには、一切応じられません。

ウ 本件に応募し、事業者を選定されても、各種届出・申請等で許可が得られないときには、営業できない場合があります。

エ 事業者が使用許可条件に違反したとき、本市の是正指示に従わないとき及び事業者の財産状態が悪化し又は悪化するおそれがあるという相当の事由があるときは、使用許可を取り消すことがあります。

なお、この場合、本市に損害が生じたときは、事業者はその損害を賠償しなければなりません。

オ その他、定めのない事項については、本市と事業者が協議のうえ決定します。

6 スケジュール

内容	日程
募集要項配布	令和6年11月21日
質疑受付	令和6年11月21日～11月28日
応募書類の受付	令和6年11月21日～12月12日
書類審査	令和6年12月中旬（予定）
事業者の決定・結果通知	令和6年12月下旬（予定）
事業者との打合せ	令和7年1月上旬（予定）
店舗内装工事・開業準備	令和7年4月1日～5月末まで
店舗オープン	令和7年6月1日まで

7 事業者の選定

(1) 選定会議

保健福祉局内に設置する「京都市中央斎場の飲食店運営事業者選定要綱」（以下「選定会議」という。）により、受託候補者の選定を行います。

選定に当たっては応募事業者から事前に提出された応募書類等の内容から審査を行います。そのため、応募書類等の内容について、選定会議構成員から電子メールで質問をさせていただく場合があります。当該質問メールに回答期限等も記載しますので、指示に従ってご対応ください。

なお、応募書類等の内容のみでは審査が困難な場合等、必要に応じてプレゼンテーションを行う可能性があります。プレゼンテーションを実施する場合は、応募書類の提出締切（令和6年12月12日（木））以降、速やかに受託候補者に通知します。

(2) 評価項目

評価項目		配点
信頼性	経営状況の健全性	20
	経営の実績	
事業性	飲食の提案メニュー及び創意工夫のサービス内容	30
使用料	使用料の提案価額 『(提案使用料／提案使用料の最高額) ² ×50点』 (小数点1位未満切捨て)	50

(3) 選定したものが応募要件を満たしていないことが判明した場合や自ら辞退した場合は、次点者を事業者として選定します。

(4) 選定の通知及び公表について

令和6年12月中旬(予定)に選定を行った後、直ちに、選定の結果を各応募者へ通知します。

また、京都市情報館において、選定した事業者及び使用料を公表します。

8 使用許可申請等

事業者を選定された場合は、指定された期日までに市有財産使用許可申請を行うとともに、医療衛生企画課に以下について書面で報告又は提出してください。

- (1) 管理責任者及びその代理人の氏名
- (2) 火気取締り責任者の氏名
- (3) 従業員名簿
- (4) 飲食店営業許可証の写し

9 事業者の選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の選定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定された期日までに市有財産使用許可申請を行わなかったとき。
- (2) 指定された期日までに使用料金額を納入しなかったとき。
- (3) 事業者の選定後、応募資格要件を満たさなくなったとき。
- (4) その他本市が市有財産使用許可の相手方として不適当と認めたとき。

10 問合せ及び提出先

京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課 (担当：森下、中村)

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65 番地 京都朝日ビル 2 階
電話 (075) 222-3433 (直通)